

平成29年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成29年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開催日 平成29年6月6日(火)

場 所 埼玉会館 2階 東西会議室

出席者(11名) (敬称略)

齊藤 正明	本木 茂	岩崎 宏
島村 新	田部井 勇二	菊地 伸
栗原 充常	伊東 政信	加藤 孝夫
金井 千尋	柴田 潤一郎	

欠席者(2名) (敬称略)

尾崎 啓子	甲原 裕子
-------	-------

事務局

高橋 総務部副部長
廣川 学事課長
関 学事課副課長
石井 高等学校担当主幹
中村 幼稚園担当主幹
鈴木 専修各種学校担当主幹
西野 高等学校担当主査
茂木 幼稚園担当主査
細田 専修各種学校担当主査
最上 高等学校担当主事
市川 高等学校担当主事
河内 幼稚園担当主任
小林 専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 会長代理の指名

島村新委員が会長代理に指名された。

3 諮問書の手交

諮問書（別紙1）が総務部副部長から会長に手交された。

4 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、田部井勇二委員、金井千尋委員を指名した。

5 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成29年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成29年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成29年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

6 報告事項

（1）報告事項

報 告 事 項
高等学校（全日制）父母負担軽減事業補助について

（2）報告内容

別添「審議記録書」のとおり

7 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時35分閉会を宣言した。

平成29年6月6日

議 長 加藤 孝夫

議事録署名人

委 員 田部井 勇二

委 員 金井 千尋

(別紙1)
学事第272号
平成29年6月6日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 上田 清司

平成29年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について（諮問）

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成29年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について
- 2 平成29年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について
- 3 平成29年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 皆様、お待たせいたしました。定刻前ではございますが、皆様おそろいですので、開始させていただきます。

本日は、大変お忙しいところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課長の廣川でございます。よろしくお願いいたします。

1 委嘱状の交付

○司会 今回は、今年度第1回目の審議会となりますので、開会に先立ちまして、このたび委嘱をお受けになられた委員の皆様、高橋謙総務部副部長から委嘱状をお渡しいたします。

委員の皆様のお席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのままお席でお待ちください。

[対象委員に対して委嘱状交付]

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 続きまして、委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、加藤会長から、時計回りに全員お願いいたします。

○加藤会長 皆様、こんにちは。昨年、委員の皆様の御推挙を賜りまして、私立学校助成審議会会長の大役を仰せつかりました加藤孝夫と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○齊藤委員 県議会の方から、自民党県議団から選出されております齊藤です。出身は入間市であります。前回に引き続いてということでもありますけれども、よろしくお願いいたします。

○本木委員 県議会議員の本木でございます。出身は狭山市でございます。よろしくお願いいたします。

○岩崎委員 こんにちは。同じく県議会議員の岩崎宏と申します。出身は秩父の小鹿野町です。よろしくお願いいたします。

○金井委員 公認会計士の金井と申します。熊谷市で会計事務所を開いております。そして、私立の幼稚園、中学校、高等学校、そして大学の会計監査に日ごろから携わっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○柴田委員 こんにちは。全国健康保険協会埼玉支部の柴田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○伊東委員 こんにちは。テクノ・ホルティ園芸専門学校の伊東と申します。専修・各種学校を代表してまいりました。よろしくお願いいたします。

○栗原委員 春日部市にあります牛島幼稚園、栗原と申します。全埼玉私立幼稚園連合会総務委員会副委員長ということで今年度もお世話になります。よろしくお願いいたします。

○菊地委員 学校法人わらび学園の理事長と園長をしております菊地と申します。全埼玉私立幼稚園連合会の総務委員会の委員長をしております。今年から参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○田部井委員 こんにちは。川越にあります城西川越中学校、城西大学付属川越高等学校の校長の田部井と申します。本日は、埼玉県私立中学高等学校協会を代表して伺っております。よろしくお願いいたします。

○島村委員 こんにちは。私も埼玉県私立中学高等学校協会を代表してまいりました。浦和明の星女子中学校・高等学校の校長、島村でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。なお、尾崎委員、甲原委員は、所用により御欠席でございます。続きまして、事務局職員を紹介いたします。

総務部副部長の高橋謙でございます。

○高橋総務部副部長 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 学事課副課長の関直樹でございます。

○関学事課副課長 副課長の関でございます。よろしくお願いいたします。

○司会 高等学校担当主幹の石井健一でございます。

○石井高等学校担当主幹 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 幼稚園担当主幹の中村雅仁でございます。

○中村幼稚園担当主幹 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 専修各種学校担当主幹の鈴木健一でございます。

○鈴木専修各種学校担当主幹 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 高等学校担当主査の西野常博でございます。

○西野高等学校担当主査 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 幼稚園担当主査の茂木健司でございます。

○茂木幼稚園担当主査 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 専修各種学校担当主査の細田文子でございます。

○細田専修各種学校担当主査 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 改めまして、私は本日の司会を務めさせていただいております、学事課長の廣川達郎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 総務部副部長挨拶

○司会 それでは、開会に先立ちまして、高橋総務部副部長から御挨拶を申し上げます。

○高橋総務部副部長 総務部副部長の高橋でございます。

委員の皆様方におかれましては、日ごろから本県の私学行政はもとより、県政全般にわたりまし

て多大な御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、御多忙の中にもかかわらず、埼玉県私立学校助成審議会に御出席をいただき、重ねて御礼申し上げます。

私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担っており、本県の教育において重要な役割を果たしております。このため、県では私立学校に対しまして、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減、学校経営の安定を図ることを目的として、私立学校運営費補助金を交付しているところでございます。本審議会は、この運営費補助金の更なる適正化及び効率化を図るため、配分の基本方針について御審議いただくものでございます。皆様方の貴重な御意見を参考に、運営費補助金がより大きな効果を発揮できますよう、配分に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえ、様々な見地から御審議を賜りますようお願いを申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

4 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから平成29年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会いたします。

5 会長挨拶

○司会 初めに、加藤会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○加藤会長 それでは、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいま高橋副部長のお話にもございましたけれども、私立学校助成審議会、この審議会につきましては、知事の諮問に応じまして、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただく場でございます。委員皆様それぞれのお立場からの貴重な御意見、忌憚のない御意見をいただきまして、審議を尽くしてまいりたいと考えております。

議事の公正かつ円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

6 会長代理の選出

○司会 次に、中川進委員の任期満了による退任により、現在空席となっております会長代理の選出をお願いしたいと存じます。

条例第5条第3項に定めるところにより、会長代理の指名を会長からお願いいたします。

○加藤会長 それでは、私の方から指名させていただきますが、会長代理につきましては、学校関係者の中で最年長でございまして、また学校の運営に大きな御経験をお持ちでいらっしゃる島村新委

員にお願いしたいと思います。

○司会 島村委員、よろしいでしょうか。

○島村委員 はい。

○司会 それでは、島村委員の了承を得られましたので、島村委員が会長代理に決定いたしました。

7 諮問書の手交

○司会 次に、高橋総務部副部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 続いて、委員の皆様にも事務局より諮問書の写しを配付いたします。

〔委員に諮問書を配付〕

○司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

8 議事録署名委員の指名

○加藤会長 それでは、条例第6条第1項に基づきまして、私が議長として議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。田部井勇二委員、金井千尋委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、会議の公開等につきまして、委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○加藤会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

傍聴者がいらっしゃいましたら傍聴者の紹介をお願いします。

○事務局 本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

○加藤会長 分かりました。

9 諮問事項（3件）

（1）平成29年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について

（2）平成29年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について

（3）平成29年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

○加藤会長 それでは、審議に入りたいと思います。

今回は諮問事項3件でございますが、これらを一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料1、私立学校運営費補助金配分の基本方針についてを御覧ください。本日は、第1回目でございますので、基本的な考え方について、最初に確認をさせていただきたいと存じます。着座にて失礼いたします。

まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」でございます。「(1)私立学校の教育条件の維持、向上」、「(2)在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減」、及び「(3)私立学校の経営の健全性の向上」の3つを目的としております。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」でございます。運営費補助金につきましては、毎年度、予算編成において、県議会の御議決をいただいて決定しております。それを学校ごとに配分していくこととなりますが、ここで言う基本方針は、資料に記載してございますとおり、その配分方法の見直しの考え方について明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針を定めるものであります。

そして、基本方針につきましては、知事の諮問に応じ、この私立学校助成審議会の場において御審議いただくこととなっております。

次に、「3 期待される効果」でございます。(1)審議会でのオープンな審議を経ることで補助金配分の透明性と公平性がさらに向上いたします。

また、(2)配分の内容を早期にかつ分かりやすく学校へ提示することで、配分に沿った学校運営がしやすくなり、補助効果が高まることとなります。

次に、資料2-1を御覧ください。「平成29年度私学助成について」でございます。これは、私立学校振興のための主な助成制度の枠組みを整理したものでございます。この2つの補助制度は、一番上に記載していますように、私学助成の2本柱として御活用いただいているものでございます。左側は、教育条件の維持向上などのために、学校に支給する運営費補助でございます。右側は、授業料などの経済的負担の軽減のために、保護者の所得に応じて支給する父母負担軽減事業補助でございます。とりわけ、高校におきましては、昨年度に引き続き、今回も拡充を行っておりますので、後ほど報告事項の中で御説明させていただきます。

次に、資料2-2を御覧ください。「平成29年度私立学校運営費補助予算の概要」でございます。主な項目について御説明いたします。

運営費補助金の予算総額は、一番下の段の「総合計」にありますとおり、360億3,774万5千円でございます。

次に、学種区分の上から3段目、高等学校(全日制課程)を御覧ください。補助総額は、「小計」の欄にございますとおり152億903万2千円で、生徒一人当たりの単価は、左側の欄にありますとおり29万3,380円となっております。

2つ下の段、5段目になりますが、幼稚園(学校法人立)を御覧ください。補助総額は175億4,862万9千円で、園児一人当たりの単価は18万3,048円となっております。

最後に、下から5段目、専修学校(高等課程)を御覧ください。補助総額は3,543万1千円で、生徒一人当たりの単価は7万8,560円でございます。

その次の段、専修・各種学校(専門課程等)を御覧ください。補助総額は2億4,015万2千円で、生徒一人当たりの単価は2万4,020円となっております。

今回は、これらの予算の総額を具体的にどのように学校に配分していくかという基本方針について御審議いただくものでございます。この後、各担当から詳細について御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 高等学校担当の石井と申します。私からは、小学校、中学校、高等学校の運営費補助金の配分の基本方針を御説明させていただきますので、お手元の資料の3-1を御覧いただきたいと存じます。恐れ入りますが、着座にて御説明をさせていただきます。

本日は、1回目の開催でございますので、まず、現行の基本方針について御説明をさせていただきます。その後、私立学校関係者へのヒアリングなどを踏まえた検討の視点を御説明させていただきます。

まず、現行の基本方針でございます。1の配分の基本的な考え方でございますが、配分に当たりましては、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの枠の中に必要な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めております。

上の四角の中の基礎配分というものでございますけれども、こちらは人件費や光熱費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するものでございまして、まさに学校運営の根幹を支える支出に対する補助でございます。

次に、政策誘導配分とは、教育条件の向上など、県の進める私学行政への誘導を促進するものでございます。

次に、「2 基礎配分」の(1)高等学校を御覧ください。高校では補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づきまして一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式でございます。

左の欄、配分項目といたしましては、決算書から、①人件費や②教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じて補助額を算出いたします。

次に、(2)中学校と(3)小学校です。生徒一人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しており、大変分かりやすくなっております。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。2ページの「3 政策誘導配分」について御説明いたします。

まず、①生徒納付金水準補正です。授業料などの生徒納付金を低い額で運営する学校に加算し、

高額な学校は減算し、保護者の教育費負担の軽減を図るものでございます。

次に、②小規模校加算です。生徒数が720人以下の小規模校に加算することで、学校運営の安定化を図ろうとするものでございます。

次に、③学級規模補正です。高等学校設置基準において、原則1学級40人以下と定めがございましたので、40人以下で運営する学校に加算し、誘導いたします。

次に、④学校関係者評価実施加算です。保護者や地域住民などが、授業などの取組を評価し、学校運営の質の向上に取り組む学校に加算し、積極的な実施を促します。

次に、⑤本務教員充足加算です。本務教員とは、週5日以上勤務する校長や教員のことで、本務教員一人当たりの生徒数が少ない学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、⑥特色教育加算ですが、海外留学など特色ある教育を行う学校に加算し、促進を図ります。

なお、欄外の※印ですが、小学校は、⑥特色教育加算の1項目としております。これは、県内の私立の小学校が5校と少ない点、各校1クラスの児童数がおよそ30人であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分としております。

次に、※印の2つ目、中学校は、②の小規模校加算を適用しませんが、これは高校と比較し、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。資料3-2「配分の基本方針に係る検討の視点（高等学校）」を御覧ください。政策誘導配分の特色教育加算のうち、グローバル人材の育成について、2点ございます。

1点目は、海外留学の更なる促進についてです。こちらの「現状」のとおり、高校では、学校が主催する3ヶ月以上の海外留学による海外留学生につきまして、人材育成配分として一人当たり10万円を加算しています。海外留学の準備ですとか、実施に係る教職員等の人件費や旅費、その他の経費につきましては、同じ項目の中の基礎配分の中で100万円を上限に加算を行っているところですが、これとは別に、海外留学生の人数に応じて配分することで、学校の海外留学に取り組む意欲を引き出し、海外留学に取り組むきっかけとしていただこうとするものでございます。

この加算は、平成23年度から昨年度まで6年間実施していますが、前半の3年間を見ると、年平均で17.7人、後半の3年間を見ると、県全体として年平均で26.7人の生徒が海外留学し、一定の効果が見られるというところではありますけれども、それほど人数が伸びていないところでございます。

次に、「課題」です。現状の一人当たりの加算額を見直すことにより、学校の海外留学に取り組む意欲を更に引き出し、学校がより積極的に生徒の海外留学を推進することで、海外留学生の数を増やすことができないか御審議をお願いするものでございます。

2点目は、県内での国際的な大学入学資格の取得についてです。「現状」にありますとおり、グ

ローバル化の進展に伴いまして、高校卒業後などに海外の大学に進学をするといった機会も増えてきておりますが、もちろんこれは決して全ての場合に当てはまるというものではありませんが、日本の高等学校の卒業資格ですと、海外の大学の受験資格を得ようとする場合に、成績の証明が難しいということで、進学がスムーズに行えない場合があるところでございます。

次に、「課題」です。国では、国際的な大学入学資格を取得するための国際的な教育プログラムであります、国際バカロレアのディプロマ・プログラムを実施する学校を2018年までに全国で200校設置することとしています。

この国際バカロレアですが、文部科学省のホームページから概要を申し上げますと、スイスのジュネーブに本部があります、国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラムです。国際バカロレアは、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任のある行動をとるための態度とスキルを身につけさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格である国際バカロレア資格を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置をされています。

この国際バカロレアには、年齢に応じて幾つかのプログラムが用意をされていますが、ディプロマ・プログラムについては、16歳から19歳を対象としていまして、所定のカリキュラムを2年間履修し、最終試験を経て所定の成績を修めると、国際的に認められる大学入学資格である国際バカロレア資格が取得可能となるものでございます。

平成29年5月現在、県内には、このプログラムを実施する学校が、国立の筑波大学附属坂戸高校の1校のみであることから、県内の私立高校でこのプログラムを実施することによりまして、県民の進路選択を増やすことができないか、すなわち国際バカロレアのディプロマ・プログラムの実施に係る経費に対する加算項目を設けることができないか御審議をお願いするものでございます。

私の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、諮問事項の(2)「平成29年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について」御説明申し上げます。私は、幼稚園担当主幹の中村でございます。大変恐縮ですが、座って御説明をさせていただきます。

最初に、現行の基本方針でございますが、資料4-1「平成28年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針」を御説明します。

まず、1の「配分の基本的な考え方」でございますが、幼稚園におきましても、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる方式をとっております。

具体的な配分項目でございますが、まず2の「基礎配分」では、①園児数割、②園割、③常勤教員割、④常勤職員割、⑤満3歳児数割、この5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

まず、①の園児数割でございますが、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た額を配分するものです。なお、定員超過の場合は、超過人数分を減算することとしております。

次に、②の園割でございますが、全ての園に一律に定額を配分するものです。

次に、③の常勤教員割でございますが、実学級数に園児数に応じて2人または3人を加えるなどして標準の教員数を算出し、これに補助単価を乗じて得た額を配分するものでございます。

次に、④の常勤職員割でございますが、補助単価に3人を上限とした常勤職員数を乗じて得た額を配分するものです。

次に、⑤の満3歳児数割でございますが、補助単価に1月の始業日現在の満3歳児数を乗じて得た額を配分するものでございます。

続きまして、3の政策誘導配分について御説明を申し上げます。政策誘導配分は全部で9項目ございまして、①から⑥までの6項目は加算により、また⑦から⑨までの3項目は減算により、政策誘導を図るものでございます。

まず、①の3歳児保育促進加算でございますが、きめ細やかな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

次に、②のティーム保育促進加算でございますが、4歳児クラスまたは5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するものでございます。①の3歳児保育促進加算と同様に、きめ細やかな保育の促進を図ることとしております。

次に、③の園児納付金抑制加算でございますが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い、傾斜加算するものでございます。その際、園児納付金の抑制が教員の給与の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平均額以上の園に対しては、更に単価を増額して配分することで、教員の給与水準の向上を図っております。

続きまして、2ページを御覧ください。④の1種免許状保育促進加算でございますが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものでございまして、幼児教育需要の多様化に対応できる人材の確保を求め、促進しようとするものでございます。

次に、⑤の小規模園加算でございますが、園児数が150人以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものでございます。

次に、⑥の安全管理対策加算でございますが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分することで、安全で良質な教育環境の整備を促進しようとするものです。

続きまして、⑦からは減算調整の項目でございますが、まず⑦の定員超過調整は、園則で定める収容定員を超えて保育している幼稚園に対して、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するものでございまして、定員の遵守を誘導し、適正な幼稚園運営の確保を図るものでございます。

次に、⑧の高額給与調整でございますが、県内の私立幼稚園園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、この額を超える額を減算するものでございます。

次に、⑨の剰余金保有調整でございますが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきましては、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものでございます。

以上が平成28年度の私立幼稚園の配分の基本方針でございます。

続きまして、平成29年度の配分の基本方針に係る検討の視点について御説明を申し上げます。資料の4-2を御覧いただきたいと存じます。

学校関係者評価について御説明を申し上げます。まず、「現状」でございますが、平成19年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により、各学校における自己評価が義務化されるとともに、保護者や地域住民などの学校関係者が自己評価の結果を踏まえて行う学校関係者評価が努力義務として法令に位置づけられました。

この法令の趣旨としては、幼稚園が学校関係者評価を実施することによりまして、保護者や地域住民による幼稚園運営の参加が促進され、家庭や地域に支えられる開かれた幼稚園づくりを進めていくことが期待されております。

一方で、「課題」についてでございますが、本県の私立幼稚園における学校関係者評価の実施率は、園児数150人を超える園でも、平成27年度で42.4%にとどまっております。

こうした状況を改善すべく、県の新たな5か年計画におきまして、私立幼稚園の学校関係者評価実施率を平成33年度までに80%とするという指標が示されました。私立幼稚園の学校関係者評価の実施を促すとともに、実施に当たっての幼稚園の負担を軽減するために、政策誘導配分に学校関係者評価実施園に対する新たな加算項目を設けることができないかと考えております。

幼稚園の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○事務局 続きまして、(3)専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針につきまして御説明いたします。私は、専修各種学校担当主幹の鈴木でございます。大変恐縮ですが、座って御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料5-1を御覧いただきたいと存じます。最初に、現行の基本方針について御説明いたします。

1の「配分の基本的な考え方」につきましては、他の学種と同様でございます。

続きまして、2の「基礎配分」を御覧ください。専修学校・各種学校では、学校の規模に応じた配分方法を採用しております。具体的には、左側の配分項目にございます①生徒数割、②教職員数割につきまして、①については生徒数、②については教職員数に、それぞれに補助単価を乗じ、予算の範囲内で補助するものでございます。

次に、3「政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①専任教員充足加算でございます。配置基準を超えて専任教員を配置している学校に対して、加算配分をするものでございます。併せて、専任教員一人当たりの生徒数が少ない学校に加算することによりまして、専任教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指すものでございます。

次に、②生徒納付金教育還元加算でございます。生徒からの授業料など納付金のうち、教育に必要な経費の占める割合により加算することで、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導するものでございます。

次に、③安全管理・施設整備加算でございますが、安全管理対策や施設整備に取り組む学校に加算することで、学校における安全管理対策の徹底を図るものでございます。

続きまして、④学校評価公開加算でございますが、開かれた学校運営がなされるよう、学校の教育活動や運営状況に関する評価の結果がホームページで公表されるよう誘導するものでございます。

続きまして、⑤教員資質向上加算ですが、教員の資質向上を図るため、学校が教員を外部研修等に派遣し、参加費を負担した場合に補助金を加算するものでございます。

続きまして、資料をおめくりいただきまして、資料5-2を御覧ください。配分の基本方針に係る検討の視点について御説明申し上げます。

学校評価公開加算についてでございます。「現状」にございますとおり、現在の政策誘導配分における学校評価公開加算につきましては、2種類の加算項目に分かれております。1つ目の加算項目は、自己評価の結果をホームページに公表した学校に対する加算でありまして、2つ目は、学校関係者評価の結果をホームページに公表した学校に対する加算となっております。

加算額は、それぞれ政策誘導配分のうち(1)から(3)の合計額の50%を加算することになっております。

政策誘導配分の(1)から(3)の内容は、この下、アスタリスクのところに示してあるとおりでございます。

自己評価の公表と学校関係者評価の公表の両方を行っている学校につきましては、両項目について加算されますので、両方行っている学校につきましては、政策誘導配分の(1)から(3)の合計額のそれぞれ50%ずつ加算されますので、結果的には政策誘導配分の(1)から(3)の全額が加算されるという形になります。

検討に係る「課題」でございますが、まず自己評価の公表については、公表方法についての法令上の規定はないものの、公表自体は法令上の義務となっていることから、加算対象とするのはそぐわないのではないかと考えるところでございます。

また、学校関係者評価の公表に係る加算については、現状では政策誘導配分の(1)から(3)の合計額の50%を加算していることから、同じ学校関係者評価を行っているにもかかわらず、学校

ごとの加算額が大きく異なっているという現状がございます。そのため、この加算につきましても、他学種同様、定額とすることができないかということにつきまして御審議をお願いするものでございます。

専修学校・各種学校の配分基準の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○加藤会長 ありがとうございます。

ただいま現行の運営費補助金配分の基本方針、それからそれを踏まえまして、各学種のヒアリング等を踏まえた29年度の配分の基本方針に係る検討の視点という形で説明いただきました。これらにつきまして、御質問、御意見等がありましたら、委員の皆様からいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

どの部分でも、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。

○金井委員 資料3-2の高等学校の配分について幾つか御質問があります。

まず、1番目の海外留学の更なる促進についての課題で、「学校がより積極的に生徒の海外留学を推進することにより」という、これはどのようなシーンといたしますか、ケースを想定して、それに対するどのような補助金の加算を考えておられるのか、もう少し御説明をお願いいたします。

もう一つ、2番の国際的な大学入学資格の取得について、これは文科省でもかなり力を入れている事項ですので、埼玉県としての助成を考えてくださって大変結構なことだと思います。具体的にその経費ということをおっしゃっていましたが、どのような助成を考えておられるのかお聞かせください。

以上です。

○加藤会長 では、事務局からお願いします。

○事務局 まず、1点目の留学の方の補助でございますが、あくまで運営費補助金ということでございますので、学校に対する補助になります。具体的には、海外留学をした場合に、一人当たり10万円加算するというので、かかった経費については別に加算項目がございまして、それはそれで経費に対して補助をしていますが、それとは別に、一人当たり10万円加算するというので、留学生の人数が増えるほど加算額が増える形で、意欲を引き出すような形での補助を現行で行っているところでございます。ただ現状それほどニーズが伸びていない部分も一部ございますので、ここで一人当たりの加算額を増やして、例えばそれを、10万円を20万円とか30万円とかというような形で増やすことによって、ここの人数を学校の方が増やすことができないかというようなことでございます。

具体的にそれによって、学校が海外留学に携わるということで、結果として留学をする生徒の支援につながる、例えば現地に行って留学環境の整備をしていただくとか、留学するにふさわしい学校を探してくるだとか、そういった学校の支援が受けられることで、生徒の方も留学が適切に行

えるのではないかと、留学の目的が達成しやすくなるのではないかとというようなことを期待して補助をするものでございます。

2点目でございますが、経費のほうでございますけれども、認定校になる、あるいはバカロレアの候補校になると、毎年年会費というようなものがございまして、例えば1年間で100万円程度というようなものがあります。また、認定校になった後も、きちんと国際バカロレアが規定しているプログラムどおりに水準を保って教育を行っているかどうかということ、一定の年数ごとに訪問団が来まして評価を受けなくてはならず、そういったものには例えば40万円程度かかります。ほかにも普通の教育課程とはまた別に、バカロレアのための教員を確保しなくてはいけないとか、そういった部分がございます。

このほかにも設備の関係ですとか、とにかくお金がかかる部分がございますけれども、その全部を補助するというわけにもいきません。人件費の一部等については、基礎配分の中の人件費の項目で補助できる部分もございますけれども、それ以外のバカロレアの例えば年会費ですとか、先ほどの訪問団についての経費、40万円程度、そういったものの補助ができないかということです。加算上限額は、100万円から200万円になってくるかと思うのですが、そういった加算項目を増やせないかということです。

以上でございます。

○加藤会長 ほかにはいかがでしょうか。

柴田委員、お願いします。

○柴田委員 今の海外留学のところなのですが、現状1人当たり10万円の加算というお話があるのですが、これは基本方針の中で、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るという目的もある中では、この家計の方の経済的負担の軽減策というのは、これ以外に何かあるのでしょうか。

○加藤会長 事務局。

○事務局 運営費補助は、先ほど申し上げたように学校に対する補助ということで、生徒に対する補助につきましては、「埼玉発世界行奨学金」という給付型奨学金が、埼玉グローバル人材センターの方に委託して県の方でやっている事業が別途ございます。ですから、運営費補助金といたしましては、交付する先が学校ですから、直接生徒に行くような補助ではないところでございます。

○柴田委員 直接家庭ではなくて学校経由でもよろしいのですが、実際に1人当たり10万円の加算というのが、学校にとってインセンティブとなって、10万円補助が増えるから積極的にやろうというインセンティブにどの程度働いているのか、すごく気になるところでして、今回上げるといっても、どの程度上げるのか分かりません。インセンティブにならない額を上げているのでは、そもそも趣旨と違うのではないかとというふう思うので、実際に運営されている方々にもちょっと意見を聞きたいというふうに思います。

○加藤会長 今ありましたけれども、学校の方でいかがですか、島村委員お願いします。

○島村委員 私の学校に関する限りですけれども、海外留学ということは、ひとところより非常に減っておりまして、極端に言えば皆無みたいな感じに今なっているのです。海外に行く方法はいろいろあるので、留学して行くのかどうか分かりませんが、今その状態ですので、こういう加算ができたときに、どのぐらい利用できるかについては、柴田委員が御指摘のような感じが私にもあります。だから、ちょっと余計なことを申し上げてもいいですか、更に加えて。

問題は、グローバル教育という、グローバル人材育成というもの、即海外留学というふうな捉え方というのは、当たっているとは思いますが、十分でないというか。もう少しグローバル人材育成というものについての範囲を広めて、必ずしも海外に行くだけがグローバル教育ではないわけでありまして、そういった何かほかの項目を設けることによって、グローバル教育人材育成への補助というふうにしていく方法はないものかなと先ほどから考えていまして、今のお答えは、前半の部分ですけれども、それをちょっと私としては、確かにインセンティブ、少し弱いかなという感じは正直申しますといたします。

ただ、これら間違いなく、あったらいいと思うのですが、そのほかに、グローバル教育、グローバル人材育成というものの内容を検討されて、具体的に今、申し上げられませんが、そういったところに何か具体性を持たせて学校に補助するというようなことをすれば、もう少しこの教育に対する関わり方はいいものが出てくるのではないかな。

皆さん御存じのとおり、どこに行ってもグローバル、グローバルなのです、話は。このグローバルが何であるかということは非常に難しいわけですし、これをもう少し具体的に規定するのに、海外留学以外のものを見つけたらいいかなというふうに思います。

○加藤会長 ほかにいかがでしょうか。

○柴田委員 実は今の質問には続きがあるのですが、よろしいでしょうか。

○加藤会長 そうなのですか。では、柴田委員お願いします。

○柴田委員 今のお答えが、続きで言おうと思っていたところのかなり部分をおっしゃられていただいたものですから。

○加藤会長 そうですか。

○柴田委員 実はこれ、1人やって10万円で、実はおっしゃるとおり、海外留学させようというニーズがそんなにないのだろうというふうに思います。あと、日本の受験の状況等も考えると、海外留学というものを積極的にというのも、またちょっとしにくくするかもしれないと。

それで、このグローバル人材の育成というのは今、島村先生がおっしゃられたとおり、海外に行って、その人1人がグローバル化して、その人が将来埼玉県で活躍してくれるかどうかは定かではないという状態の中で、逆の考え方で、海外から留学生を入れ込む。そうすると、学校に来ると、その留学生に複数の人たちが接点を持つことができるので、1人がやって、これだけ高いグローバル化になるかもしれませんが、多くの人がこのくらいのグローバル化になって、その中で興味を持

った人が、また秀でていくというような考え方も実はあるのではないかというふうに思いますので、これでインセンティブが余り働かないのであれば、そういったグローバル化のお金の使い方もいかにかなということ御提案したいなというふうに思っております。

○島村委員 私も全く同じことを考えていました。以前私の学校でも、海外からの留学生が毎年何人かいました。これが、今おっしゃられたとおりであります、そのことを更に超えて、グローバル教育が何であるかということを知る必要があるのだらうと私は思います。語学教育とか外国との関係を持つことだけがグローバル教育ではないということは明らかだと思います。

それをどういうふうに具体化するか、どこにインポートするかというのは、学校に対する補助があれば、考え方は何かできそうな気がします、すみません、何も具体的なことを言わないで申し訳ないのですが、グローバル教育、即海外留学という、この考え方が、もちろん一つとしてお挙げになっていると思いますけれども、もう少し広く見られないかな、そういう思いであります。

○加藤会長 ありがとうございます。

指名して大変恐縮なのですが、田部井委員はいかがですか。

○田部井委員 震災のときに、本校にデンマークからの留学生とスイスからの留学生がいて、震災が起こった瞬間に、次の日にもう帰国しました。それ以降は、ロータリークラブとかいろんなクラブから頼まれたり、業者から頼まれたりします。メキシコから来ていた子は1年半いました。そういう感じで、海外の子を受け入れるというのもすごく効果的だったです。刺激的だったです。

それに関しての具体的な補助金だとか何とかというのはそのときは全く一切なくて、こちらのボランティアです。ホームステイも保護者をお願いをして、保護者が全部関わってくれたという感じでした。たまたま受け入れてくれた保護者の、兄弟で本校を卒業したのですが、この2人が高校2年の9月に、2人ともアメリカへ行って、戻ってきて受験をして、それぞれいいところに、要するに国際的なところに入っています。

今、島村先生がおっしゃったように、単に海外に行くだけでなく、受け入れられるとか、あともっと海外に行くにしても、もっともっと具体的な情報というのですか、生徒たちに提示できる。本当に言い方が悪いのですが、お金の問題がすごく絡んでくるのです。それで、お金の余裕のある御家庭では、どんどん、どんどんいろんな形で外へ出せる。情報も御自分でどんどん探している状況ですので、こうこういうのがあるから海外へ行きたいので、担任の先生のところへ来てお願いしますとか、調査書を書いてくれとか、推薦書を書いてくれとかという形で、どちらかというと学校がオープンにして進めているような状況ではないです。まさに生徒と家庭のそれぞれの立場でやっているというのが現状です。

ここ数年は本当に少なくなって、ここ3、4年は全くその話が出ないという言い方をしても過言ではないと思います。

以上です。

○加藤会長 ありがとうございます。

事務局の方で。

○事務局 御説明が不足しまして大変恐縮でございました。

実は、参考資料の1の3ページを御覧いただきたいと存じます。高等学校の平成28年度の運営費補助金の配分基準でございます。こちらの3ページの下部分でございます、グローバル人材育成枠ということで、ここにグローバル人材育成に係るいくつかの加算についての御説明や基準がございます。

3ページにつきましては、基礎配分と人材育成配分。人材育成配分の方は、先ほど御説明を申し上げましたように、1人当たり10万円の部分でございます。基礎配分の方は、基本的な経費に係る補助についての計算式でございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページ目でございます。先ほど委員の皆様方から御意見をいただきました内容なのでございますが、過去にもそういった形で、私立学校関係者の方々からもたくさん意見をいただいております、そういったことを踏まえまして、こちらにございます9項目、例えば1番からいきますと、海外留学（3ヶ月以上）の実施等、これはこちらから海外へ送り出す部分でございます。それから、海外研修、3ヶ月以上か未満かということで、文部科学省の基準で呼び方を留学と研修に分けてございますけれども、海外研修（3ヶ月未満）ということで、これの実施についても加算額を設けてございます。

それから、③でございます。先ほどお話のございました「外国人留学生、研修生の受入」ということで、各学校がこういった3ヶ月以上あるいは3ヶ月未満の外国人留学生あるいは研修生を受け入れたものに対して、その経費に対して150万円を上限に補助をしていくと、加算していくというような項目が既にごございます。

そのほか、外国、外国というふうここに並んでございますけれども、例えば⑥も、「英語教育・英語以外の外国語科目の実施」となっています。あとは⑧ですと「高度IT人材の育成」ということで、例えばマイクロソフトなどとプログラミングの勉強をするだとか、そういったものを行っている学校もあります。

そのほか、⑨につきましては、「学校独自の取組」ということで、それぞれの学校の方で、グローバル人材の育成に資するとお考えになってやられているものにつきまして、100万円を上限に加算をしている項目もございます。

ちなみに先ほど申し上げました外国人留学生の受入の関係でございますが、平成28年度の状況を見てみますと、3ヶ月以上の外国人留学生を7校で11名受け入れてございます。3ヶ月未満の外国人研修生、こちらは10校で237名ということで、一定程度の人数を受け入れている状況がございます。ただ、3ヶ月以上の海外留学生に対する1人当たり10万円の加算につきましては、この外国人留学生の受入の方には適用しておりません。

以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

ただいまのような状況があった中での新しい検討の視点を更に加えてはどうかという提言のようでございますけれども、提言といいますか、そういった視点でどうかということで、今回提示されたものでございます。

今の関係については、とりあえずはよろしいでしょうか。

○島村委員 まさに今御説明いただいた項目で申しますと⑦とか⑧、⑨、このあたりの内容というのは、大事な内容になっていくのだろうと私は思います。それで、「学校独自の取組」というのが何を意味するか、ちょっと僕も不勉強で分からないのですが、何かあるのだと思います。

極端な話、社会科なんかでグローバル教育をするということはたやすくできます。そういうふうなことをやることによって補助をいただくとか、そういうふうなことというのは、恐らくもう既に出ているのだろうと思いますけれども、できればそういう、⑦、⑧、⑨あたりの方に手厚く補助をするような方向性というのがこれからあってもいいのかなと思います。どうしても上の方の海外留学とか外国とか語学とか、そういうことにグローバル教育というのはなり過ぎるといいますか、もっと思想的にとか、そういうものはいかがかなと。ちょっとこだわり過ぎていると思いますが、よろしくをお願いします。

○加藤会長 事務局の方で、その辺も踏まえて検討を続けるということによろしいですか。

〔「ありがとうございます」と言う人あり〕

○加藤会長 お願いします。

その辺ほかにございますか。

齊藤委員お願いします。

○齊藤委員 大変良い御意見を出していただいてありがたいと思いますが、今までの会議ですと、関係者は意外と発言をされないで、今日は非常に積極的でありたいなと思っています。

今の⑦、⑧、⑨なども、事務局の方で掲げている以上は、何かもうちょっと具体的なものが今の時点であるのか。あるいは他の都道府県で、どここの県ではこういうことで非常に成果を上げているとか、そういったものがあれば、また皆さんに参考になるのかなというふうにも思います。あるいは各学校で取り入れやすいもの、成果が出たものというのを、またどこかの機会に報告を、今でなくていいですから、報告をしていただくとありがたいなというふうにも思います。

それから、高校だけではなくて、大学が結構、今、日本人は外国の学校に行っていないですね。どんどん、どんどん下がっているというところにも大きな問題があって、それは場合によっては、中学、高校あたりの教育課程の中に、もうちょっと仕掛けをするものがあるって、大学になって海外に行ってみようというのにつながってもいいのだろうと思います、高校だけではなくて。後につながるものも含めてもいいのだろうというふうに思いますし、幅広く、また末永くつながるものも何

か考えていただくとまたいいのかなという感じがいたしましたので、更に色々研究をしていただければありがたいと思います。

○加藤会長 事務局の方でありますか。

○事務局 留学生の数が伸びていないというところの視点で、何とかできないかということで、今回そのところにスポットを当てて御議論をいただいたのですけれども、今幅広く、大学、将来に向かって、そのベースをつくる高校になっていけば、違う取組をしっかりとやっておいてもいいのではないかというような御指摘だと思いますので、その辺をしっかりと、よくリサーチさせていただきまして、留学に特にこだわらず、ここの部分をどのように手厚くできるか少し研究させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。いずれにしろ、先ほど追加で説明がありました項目は、せっかくいろんな形で加算を設けられていても、十分御理解いただいていない部分もあるようですので、その辺も含めて十分な全体構想を考えていただければと思います。

この件についてはとりあえずよろしいでしょうか。

それでは、幼稚園と専修学校もごございますので、御意見がありましたらお願いしたいと思います。

本木委員お願いします。

○本木委員 幼稚園のことでお伺いしたいのですけれども、資料4-1の政策誘導配分の①から⑥が加算部分で、⑦、⑧、⑨が調整になるわけですけれども、この加算部分の①から⑥の中で、①と②、④、⑤、⑥というのはすごく分かりやすいのですけれども、③の園児納付金抑制加算、これが、教員の給与が県平均の上か下かというのは、その年といいますか、運営費補助金の受付を県が学事課でされて、多分それをもとに集計をされて、そこで平均値を出して、それがもとになって、あと保育料の額がどの枠に入るかということで出てくるのだと思いますけれども、これが目的として、教員の給与の水準の向上を図るということでやられているわけですけれども、上げたつもりでも、やっぱり平均にいかなかったということがあると思いますし、そうすると、上げたのに努力が報われないというか、私はそういうふうに理解しているのですけれども、それで間違いないでしょうか。

○加藤会長 事務局からお願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。

より詳しい配分方法につきまして、参考資料2のところで詳しく記載させていただいていますので、そちらに基づいて、今の御指摘について御説明をさせていただきたいと思います。

御指摘のあった部分は、参考資料2の2ページ、真ん中あたりの(3)園児納付金抑制加算の部分でございますが、結論から申し上げますと、本木委員の御指摘のとおりでございます。

ここの部分を御覧いただきますと、園児納付金の年額ということでAからDまで、2のところはまず圏央道以南の地域にある幼稚園、それから1がそれ以外の地域にある幼稚園ということで、地域によってまず2つに区分させていただいています。

園児納付金の年額につきましては、これは園則等で事前にある程度把握できますので、このように金額を配分基準の段階で記載することができます。

一方で、園の平均給与月額につきましては、まさに委員がおっしゃられたとおり、運営費補助金の受領会等で常勤教職員の給与の額について把握し、それを集計した上で平均以上か以下かということを決定させていただいております。そのため、配分基準を御提示させていただき段階でいくらとお示しすることは、ちょっと時間的に厳しいものがございます。今までは、補助金の受領会が終わりまして、集計が済んだ段階で別途連絡をさせていただいて、今年度はこの額ということを知っている次第です。

せっかく給与を上げたのに、その金額が平均に達していないので、この加算の単価について平均以上のところで考えたのに、結果的に平均以下になってしまったということは、確かに事実としてあり得ると思います。その辺につきまして、こういった形で分かりやすくできるか。もともとのこういった御議論というのが、ある程度幼稚園の方で受け取れる補助額が計算できるようにということで、透明性を高めるということで始まりましたので、その辺をどういうふうに今後改善できるかにつきましては、なかなかすぐに見直しというのは難しいかもしれませんが、なるべくそういう透明性を高めるという観点で検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○加藤会長 よろしいですか。

○本木委員 はい。

○加藤会長 ありがとうございます。

ほかに。

それでは、菊地委員お願いします。

○菊地委員 初めてこの審議会に参加をさせていただきまして、幼稚園の配分基準は毎年見ておりますが、専修学校とか高校の配分基準は初めて見させていただきました。その中で今度幼稚園でも始めようかという学校関係者評価についてなのですけれども、先ほど資料の中で、150人以上の線で大体もう42%の園が行っているところですが、それを33年度までに80%に上げようということで、運営費補助金の補助を出して学校評価を進めるということだと思います。なかなか、私今までいろんな学校評価、小学校なんか回覧板でよく回ってきたりするので、小学校とか学校を見ていたのですけれども、幼稚園での学校評価というのは、どの範囲まで、公表の範囲とか、エリアですか、それが分かりません。その辺が具体的に、ここまでやっていなければだめだとか、ここまでできなければだめだとか、そのような基準が明確に示されればやりやすいと感じました。

○加藤会長 今の御質問に対していかがですか。

○事務局 それでは、お答えさせていただきます。

この検討の視点を提示するに当たりまして、文部科学省に問い合わせをいたしました。文部科学

省の方では、「幼稚園における学校評価ガイドライン」というものを作っておりまして、そちらを参考にするよう全国に示しております。その中では、公表については、園だよりへの掲載等により保護者に公表すること、これをまず基本としております。さらに、ホームページへの掲載やPTA総会への説明ということが具体的な事例として挙げられております。ただ、一方で、幼稚園の場合には小規模の法人が多いものですから、小学校、中学校、高校と同じような形で評価を実施し、公表するというのは、やはりなかなか難しいところがあるかと思えます。

その点を含めまして文科省に確認しましたところ、まず園だよりへの掲載は、要約版で差し支えないということでした。園だよりというのは、大体A4判の1枚紙ですとか、あるいはA4判の表裏で1枚というのが多いかと思うのですが、そのA4判でしたら、その下半分あたりに、「平成28年度の幼稚園の評価を実施しました」というような形で、主な項目について掲載するのも差し支えありません。あと、もう一つの方法として、幼稚園に掲示板等を設けているかと思うのですが、その掲示板に張り出すという形で保護者の方に見てもらい、こういう形でも差し支えないということでした。

要するに公表というのは、保護者をはじめとする学校の教職員以外の関係者の方に御覧いただくということが趣旨でございますので、ベースとしては園だよりやホームページになろうかと思うのですが、必ずしもそこに、そうでなければならぬということではないということございまして、各幼稚園で、今の段階でできる部分で行っていただければよろしいのではないかと思います。具体的に判断に迷うという場合には、学事課の方にお問い合わせいただければ、またこちらから必要に応じて文科省に確認するなどいたしますので、どうぞお気軽にお問い合わせいただければと思います。

以上でございます。

○加藤会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかには。

伊東委員お願いします。

○伊東委員 私は専門学校の者でございます。

資料の5-2で課題として提示されている事項が2つございます。これについて、僕がこうした方がよろしいのではないかというような意見はないのですけれども、1つ目の自己評価の公表については、加算対象とすることはそぐわないのではないかということで、これはなしにするということだと思います。今までもらってというか、県の方から給付していた学校の減額幅が、余り大きくならないように御注意いただきたいということが一つと、もう一つは、学校関係者評価の公表、これにかかわる定額の給付というのは、これは大賛成でございますので、学校の規模云々というよりも、しているか、していないかどうかということで是非御検討いただければと思います。

それと、別件でございますけれども、続けてもよろしいでしょうか。

○加藤会長 どうぞ。

○伊東委員 資料2-2の平成29年度の予算の概要を拝見しますと、専修学校・各種学校と専修学校の高等課程、これも昨年からの伸び率がかなり大きくなっておりまして、他の学校種と比べると、すごく充実されているなという感想を持ちます。ただ、その一方で、この場合は県の関係なので、そぐわないかもしれないのですけれども、専門学校と大学との補助金の額の差、その辺というのは、将来的にこういう場で検討していくことはできないのかなということが一つと。

もう一つは、上から3つ目にあります高等学校です。高等学校の一般補助が29万円で、下から5つ目の専修学校の高等課程、これの1人当たりの補助が7万8,000円、大体3倍から4倍ぐらいの開きがあります。それぞれ高校に進む生徒さん、もしくは高等専修学校に進む生徒さん、この子たちというのは、中学校を卒業して、その後また勉強する形でありますので、この辺で余り差が大きいというのも、確かに学校の規模とかいろんなものがあるかと思っておりますので、なかなか一律にできないかもしれないのですけれども、少しでも近づけていく。今年を見ますと、学生一人当たりに対して、高等学校はプラス3,800円、高等専修のほうはプラス940円と更に幅が広がっていくような感じがありますので、是非その辺を検討いただければなと考えるところが一つでございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

4点ほど御要望あるいは賛意も含めてあったのですけれども、事務局の方から今御質問のありましたことについてお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。まず、伊東委員の方から御指摘がありました、1点目です。

今回は自己評価を見直すといいますか、平たく申し上げると廃止と同じになるかと思えますけれども、そうした場合に、現在もらっている学校が、なるべく減少額が多くならないようにという御指摘でございますので、具体的な試算はこの後になりますけれども、学校関係者評価の方の加算額について適切に調整をすることによりまして、全校全く減らないというのは難しいかもしれせんけれども、なるべく御指摘に沿う形でやっていきたいと思っております。

2点目は、定額にすることについて賛成という御意見を賜りましたので、大変ありがたく、御意見として頂戴したいと思っております。

3点目でございます。大学との補助金単価の差でございますけれども、こちらの審議会は、配分基準を御審議いただく場になっております。予算の大枠というのは県議会の議決をいただいておりますので、既に決まっているものでございますので、この場でなかなか単価の上げ下げについて御審議いただくのは難しいのかなと思っておりますのでございますけれども、今回の伊東委員からの御意見を踏まえまして、また秋以降、来年度予算要求という形になっていきますので、その際にはそういったことも十分踏まえて努力していきたいと思っております。

4点目の高等専修学校と全日制高校の単価の差ということでございますけれども、こちらにつきましても同じような回答になってしまうのですけれども、高等専修学校は、学校教育法第1条に規

定されているいわゆる一条校ではないという状況がございまして、他の学種の幼稚園、小学校、中学校、高等学校といった一条校につきましては国庫補助があるわけなのですけれども、この専修・各種学校の方には国庫補助がないという状況がございまして、そのため、県単独補助となっております。なかなか県の厳しい財政状況から大幅な単価増は難しいという状況が正直なところでございます。

ただ、補助単価につきましては、平成16年度から24年度までは据え置きだったものが、25年度以降は、わずかずつではありますけれども、5年連続でアップしているということにつきまして御理解賜りたいと思っております。

引き続き予算確保につきましては最善の努力をしてみたいと思っておりますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

○加藤会長 よろしいでしょうか。

○伊東委員 確かに一条校ではないというのが専修学校の立場だと思います。これがすぐに改善するとは私どもも、無理だろうとは思っておるわけなのですけれども、やはり仮に私の息子や娘が、高等学校に行っています、片方は高等専修に行っていますといった場合に、そこで補助をされる額が違ってくるわけですね。というのは、やっぱり税の配分とかそういったもろもろのことも考えていくと、もう少し何とかならないかなというのが正直なところでございます。1年、2年、そんなにすぐではないと思っておりますけれども、今後御検討を是非お願いをしていきたいと思っております。

○加藤会長 分かりました。では、そういうことで事務局の方もしっかり受けとめてください。

ほかございますでしょうか。

柴田委員お願いします。

○柴田委員 先ほどの専修学校・各種学校の「課題」のところ、全く同じ意見で、法令上の義務、法令遵守は前提条件なので、当然のことだろうと思っておりますし、定額のところも当然ということで、この「課題」のとおりと考えているところなのですが、ちょっと逆に言わせていただきたいのですが、この自己評価の加算は全校に当然されているのですね、現状は。

○加藤会長 事務局のほうでお願いします。

○事務局 平成28年度の専修・各種学校の現状から申し上げますと、残念ながら100%ではなくて、補助対象校のうちの71.4%が加算対象となっております。

○加藤会長 柴田委員。

○柴田委員 それで、実は法令遵守は前提条件だと思います。加算になっているのは違うよねというのは当然ですけれども、その前段階で、法令遵守をしていないところで助成金を出すというのは、いかなものかと実は思うぐらいでありまして、ここはしっかり県としても御指導いただいて、法令遵守をしていないところに税金を使うというのは、ちょっともってのほかかなと考えますので、たまたまこういうふうに出ているので、逆にどうなのかということが気になってしましまして質問

をさせていただきました。

意見で結構ですので、是非これは違う形で、法令遵守は徹底チェックをした後に、守らなければ当然助成金の対象ではないというぐらいの形でやっていただかないと、税金の使い方として問題だと思います。よろしく願いいたします。

○加藤会長 では、事務局の方でもしっかり受けとめて対応してください。

○事務局 はい。

○加藤会長 ほかにございますでしょうか。

伊東委員。

○伊東委員 すみません、ちょっとまた本質とずれてしまうようにも思われますけれども、今この委員で、私は専修学校の代表として1名参加をさせていただいております。多分幼稚園とか、もしくは高等学校の場合は、それぞれ2名ずつ御参加されていらっしゃるんですけど、これは事前に少し相談はしたのですが、なかなか簡単ではないだろうと、もう1名増やすのは。ただ、やはりできれば、もしここに誰か1人いると、若干私も心強くなったりしますので、すぐでなくても結構ですので、その辺の運用規則とか、そういったものを、数年がかりで見直していただくことを是非お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○加藤会長 御要望ということで受けとめていただいているいいですか。

○伊東委員 はい。

○加藤会長 では、そういう要望がありますので、お願いします。

ほかはよろしいでしょうか。

では、栗原委員お願いします。

○栗原委員 幼稚園の方、参考資料2について伺いたいことがあります。参考資料2の3ページ、小規模園加算なのですが、※印の一番下のところ、基準額946万7千円以上の給与を得る教職員がいる幼稚園で、そこでは対象外になっていると思うのですが、この基準額というのは何をもとに決められているか、私はちょっと不勉強で申しわけないのですが、教えていただきたいのですが、1点目としてまずはその辺をお願いしたいと思います。

○事務局 ただいまの栗原委員の御質問にまずお答えいたします。

この金額につきましては、公立の小中学校の校長の最高の給与額を用いております。

以上でございます。

○栗原委員 ありがとうございます。では、それに伴ってなのですが、おそらく、これは平成28年度の資料で946万7千円となっていると思います。その前の平成27年度に関しましては、確か950万円というような金額だったと思います。そうしますと、おそらく公立の校長先生に払っている金額をベースに用いられていると思いますが、私立の場合に、公立に合わせていくとなれば、要は一番とっている給料は、例えば950万円ぐらいあったと仮定しまして、給料を減らしてくださいとい

うことになると思います。

そうしますと、それで今、処遇改善と言われまして、給料を上げてくださと言われていの中で、処遇改善の補助は出ているけれども、要は一番上の金額は下げてくださいというふうになってくると思うのですが、これは29年度、公立の方の金額がどのような金額になっていくかちょっと私は分かりませんし、今年度またいろんなところで出てくるとは思うのですが、そこはどのように考えているか伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

○加藤会長 では、事務局の方からお願いします。

○事務局 お答えさせていただきます。

今の委員の御質問の趣旨としては、基準となる金額が毎年変わっていると、要するに受け取れる年度と受け取れない年度が生じることになって、不合理ではないかということかと存じます。

先ほども申し上げたとおり、この基準額として公立小中学校長の最高給与を用いているのですが、この金額につきましては、おおむね950万円前後で推移しております。御指摘のとおり、27年度については962万と高かったものでございます。年度により前後しますけれども、おおむね950万円前後ということでございます。

確かに950万円前後の給与を得ている教職員がいる幼稚園につきましては、受け取れる年度と受け取れない年度が生じることになり、それでは給与を下げるしかないのかということになるかと思えます。この不合理な部分を解消するには、一番分かりやすいのは、これを定額にするということかと思えます。ただ、定額にした場合でも、例えば数年に1度見直しをする必要があるかと思えます。基準額を見直すときに、また昨年度のベースで考えていたのだけれども、今年はそれが適用されないということが生じ得ます。これは、先ほど本木委員から御指摘いただいた平均給与と同じようなことが起こり得るところかと思うのですが、委員が御指摘いただいている部分については、趣旨は大変よく分かります。予算に絡む話でございますので、今すぐに見直すというのはちょっと難しいかと思うのですが、今後どういう形で透明性を高めていけるかということで、検討させていただきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○加藤会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○加藤会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま委員の皆様から様々な御意見をいただきました。検討の視点についての意見もございましたので、今後ただいまの御意見を踏まえながら、さらに次回の審議会に向けまして、事務局で精査した上で平成29年度運営費補助金配分の基本方針の案を整理してください。お願いいたします。

10 報告事項

- ・高等学校（全日制）父母負担軽減事業補助について

○加藤会長 次に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは、報告事項の「全日制高校の父母負担軽減制度について」御報告申し上げます。
大変恐縮ですが、着座にて御報告をさせていただきます。

お手元の資料、報告事項を御覧いただきたいと存じます。私立高等学校における保護者の経済的負担の軽減を図るため、本県では、父母負担軽減事業補助を実施しております。

まず、制度の全体像をイメージしていただくため、「2 補助制度のイメージ」の階段のような図を御覧ください。この図は、縦軸が支給額、横軸が4人世帯におけるおおよその年収となります。一番上の段が学校納付金以外の教科書などへの補助となる奨学のための給付金、上から2つ目の段が施設費等納付金への補助、その下の段が授業料への補助、一番下の段が入学金への補助で構成されております。

上から3番目の授業料の図を御覧ください。授業料補助は、黒く色塗りされた国の就学支援金と、その上にある埼玉県の上乗せ補助で構成されています。上から2段目と一番下の段の施設費等納付金及び入学金は、県単独の補助、一番上の段の給付金は国3分の1、県3分の2の財源内訳となっています。

次に、この図を御覧いただきながら「1 平成29年度の変更点について」御説明いたします。平成29年度は、図の上から3段目、授業料の(新)と書いてある部分でございますが、年収およそ500万円から609万円未満の世帯への補助を、従来の25万円から37万5千円に拡充いたしました。その結果、年収およそ609万円未満の世帯まで、県内私立全日制高校の授業料平均額までの補助が行われることになり、当該収入区分まで授業料の実質的な無償化が図られております。

最後に、「3 父母負担軽減補助の全国順位」でございます。本県の生徒1人当たりの補助単価は9万860円で、全国第3位となっております。1都3県と比べましても、東京都の全国第5位、神奈川県全国第6位、千葉県全国第25位を上回る状況でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○加藤会長 ありがとうございます。

ただいまいただきました報告につきまして、もし内容の確認などがございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、以上で予定しておりました議事は終了いたしました。

議事の進行に御協力いただきまして大変ありがとうございました。

ここからは事務局に進行をお返しいたします。

11 閉 会

○司会 委員の皆様方におかれましては、貴重な御意見を本当にありがとうございました。

最後に、次回の審議会の日程予定でございますが、お手元にアンケートを資料として配付させていただいておりますので、本日または後日事務局まで御送付いただけるようお願い申し上げます。アンケートを集約いたしまして、早急に日時を決定し、御連絡させていただきたいと思っております。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。

(1時間35分)